

わかる！ 野菜対策の見直し

(野菜価格安定制度・需給安定対策)



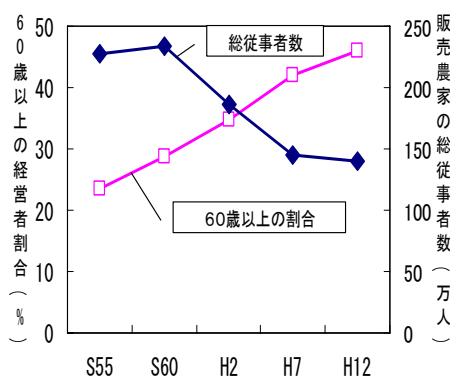
消費者等のニーズに的確に対応した生産を行う担い手の育成・確保と担い手を中心とした安定的な野菜の生産・出荷体制の確立を図るため、①契約取引、②需給調整の的確な実施、③担い手を中心とした産地への重点支援を推進します。

農林水産省

野菜生産をめぐる現状と課題

- 産地の高齢化等に伴い、野菜の作付面積が減少しています。一方で、国内生産が加工・業務用需要に応えきれておらず、輸入が増加しています。
- 体質の強い産地づくり、消費者や実需者ニーズに応えられる産地づくりが課題克服のポイントです。
- このため、消費者ニーズ等に的確に対応した生産を行う担い手の育成・確保、担い手を中心とした安定的な野菜の生産・出荷体制の確立が必要です。

○野菜農家の労働力



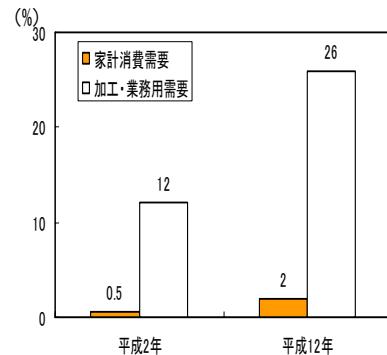
○野菜の作付面積・生産量の推移



○野菜の輸入量の推移（加工品を含む）



○主要野菜の用途別需要における輸入割合



安定的な生産・出荷体制の確立に向け、
産地の体質強化が急務となっています。

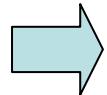
新しい対策の考え方は？

- 野菜農業では、消費者等のニーズに沿った野菜を市場や実需者に安定的に供給し、所得を確保することが大切です。政府はこのような取組みを行う産地を重点的に応援します。
- 農業所得に大きく依存する担い手の所得を安定的に確保するため、契約取引や需給調整の的確な実施を推進します。
また、担い手を中心とした体質の強い産地を作るため、担い手の育成・確保への取組を奨励する仕組みを価格安定制度に導入します。
このような見直しを19年度から実施します。

農業所得に大きく依存する担い手の所得確保

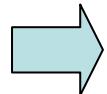
野菜政策の基本は、実需者あるいは市場からの所得確保

実需者からの所得確保



契約取引の推進

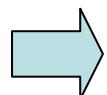
市場からの所得確保



需給調整の的確な実施

担い手を中心とした体質の強い産地づくり

価格安定制度にも担い手の育成・確保への取組を
奨励する仕組みを導入



価格安定制度における
担い手への重点支援

契約取引の推進

- 担い手の経営を安定させるためには、収入予測が可能となる契約取引を積極的に導入することが重要です。
- このため、契約に取り組む産地のリスクを軽減し、契約取引に取り組みやすくする契約野菜安定供給制度を強化します。

☆今回の見直しのポイント

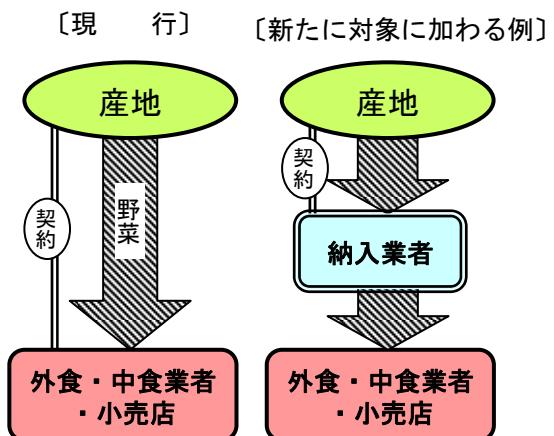
1 契約対象者を拡大します

量販店等に野菜を納入している業者を相手方とした契約取引も新たに制度の対象とします。



外食、小売店等と直接契約しなくとも対象となります。

《制度の対象となる契約取引の形態》



2 簡易な処理を行った野菜も対象とします

使用しない部分を除いたり、店頭にそのまま並べるための処理をあらかじめ産地側で行った野菜も制度の対象とします。



皮むき、芯抜き、ふたつ割り、パッキング等の処理を行った野菜も対象となります。



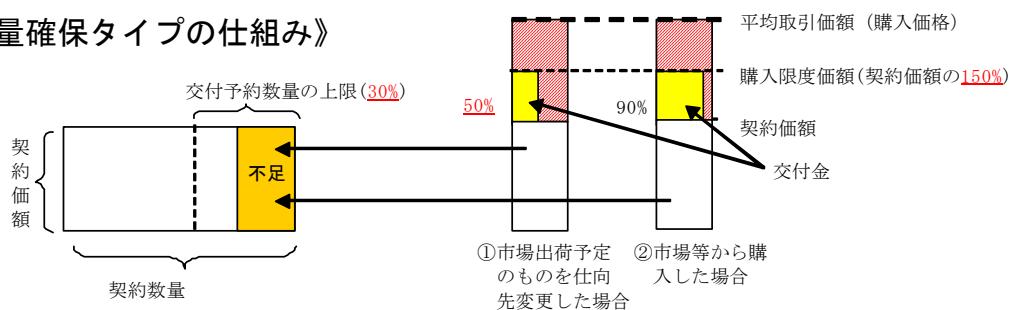
3 補てん条件を改善します

定量定価で供給する契約を行った生産者が、不作時に契約数量を確保するために、①市場出荷予定のものを仕向け先を変更し契約先に納入した場合、②市場から購入して契約先に納入した場合の補てん条件を以下の通り改善します。

- ・補てん対象となる価額の上限（購入限度価額）の引き上げ（①及び②）
- ・補てん対象にできる数量（交付予約数量）の引き上げ（①及び②）
- ・補てん率の引き上げ（①）

	現行	新
購入限度価額	契約価額の150%	生産者の選択により契約価額の200、300、400%とすることも可能
交付予約数量	契約数量の30%	契約数量の50%
仕向先変更の補てん率	50%	70%

《現行の数量確保タイプの仕組み》

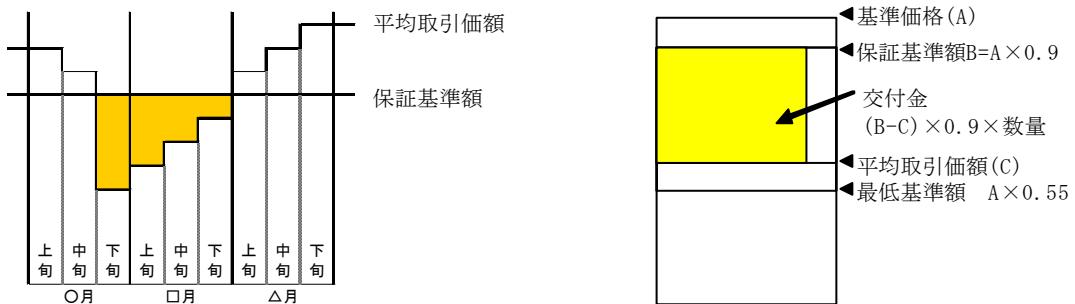


4 取引価格設定期間を長くします

一定期間ごとに市場価格に連動して価格を見直す契約について、取引価格設定期間（現行10日以内）を1ヶ月以内にします。

（ただし、取引期間中3回以上の取引価格の設定が必要です）

《現行の価格低落タイプの仕組み》



需給調整の的確な実施

- 市場から安定した所得を確保するためには、計画的な出荷により価格の安定を図るとともに、価格が大きく下がった際には、需給調整に的確に取り組み、市場価格を回復させることが必要です。
- このため、産地が需給調整に積極的に取り組めるよう、需給調整対策を強化します。また、価格安定制度との連携を強化します。

☆今回の見直しのポイント

1 需給調整対策への参加を促進します

需給調整対策を行っている品目について、需給調整対策に参加していないと、価格安定制度の補てん率に10%の差がつきます。

需給調整に参加するためには、（社）全国野菜需給調整機構への資金の拠出が必要です。

※需給調整対象品目：キャベツ、だいこん、たまねぎ、にんじん、はくさい、レタス

2 にんじん、レタス等の緊急需給調整単価がアップします

価格低落時に産地廃棄した場合の単価を全品目、平均価格の40%に改善します。

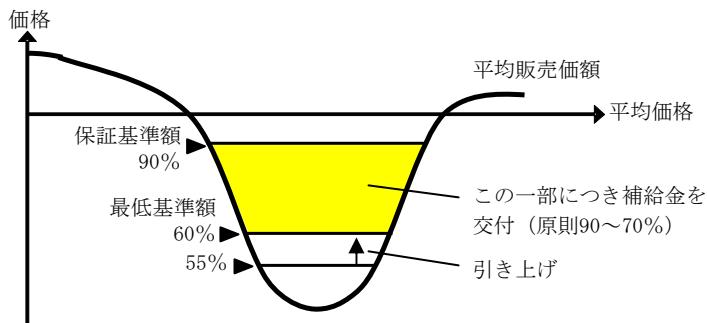
品 目	現行	新
キャベツ 秋冬だいこん たまねぎ 秋冬はくさい	40%	40%
春夏だいこん にんじん 春夏はくさい レタス	20%	

3 最低基準額を引き上げます

価格安定制度の最低基準額を現行の55%から60%に引き上げます。

これにより、出荷経費も回収できない状況での価格補てんをあてにした出荷を抑制し、需給調整への取組を促進します。

《価格安定制度の仕組み》



最低基準額を
50%～70%の間
(5%刻み)で選択できる
特例も設けます。



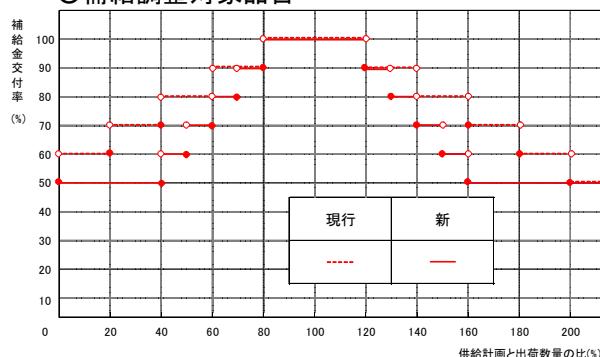
4 計画的出荷を促進します

供給計画に沿った出荷を促進するため、価格安定制度の交付金に差を設けます。

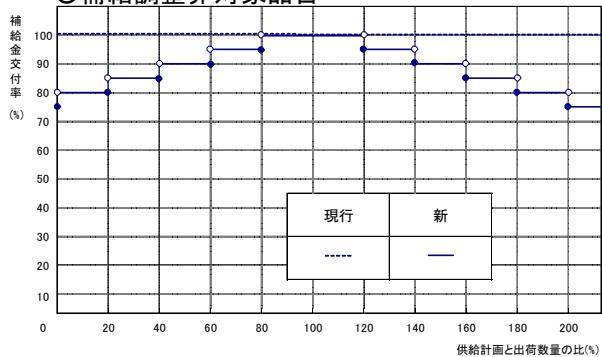
- ① 計画通り出荷すると（供給計画の±20%未満の場合）、補給金が満額交付されますが、他方、計画通り出荷しないと、その度合いに応じて交付率が削減されます。
- ② さらに、供給計画の±5%未満の範囲で出荷を行った場合、価格低落時に、通常の補給金に加え特別補給交付金（+10%）が交付されます。
(次ページ参照)

《一部交付措置の仕組み》

○需給調整対象品目



○需給調整非対象品目



*需給調整対象品目：キャベツ、だいこん、たまねぎ、にんじん、はくさい、レタス

需給調整非対象品目：きゅうり、さといも、トマト、なす、ねぎ、ばれいしょ、ピーマン、ほうれんそう

担い手を中心とした産地への重点支援

(価格安定制度への担い手育成・確保インセンティブの導入)

- 生産・流通の効率化、需要に応じた生産・販売等の野菜産地の有する機能は重要であることから、産地を対象として補てんを行う価格安定制度の基本的な仕組みを維持します。
- 産地を、①安定的・継続的生産者の育成・確保状況、②計画的な生産・出荷への取組状況によって3区分し、補てん率に格差を設けます。

☆支援の具体的な方法

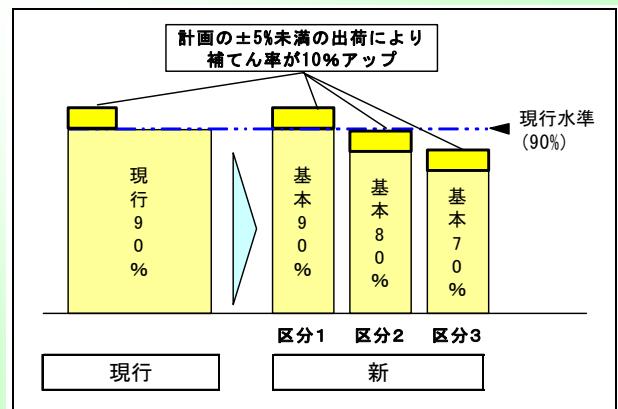
- 以下の表の要件に従って産地を3区分します。

産 地 の 要 件	補てん率	
	基 本	供給計画の±5%未満での出荷が達成
1 以下の全てを満たす産地 ① 「安定的・継続的生産者」の作付面積シェア（現状）が60%以上であること。 ② 過去3カ年間計画通りの出荷を行っていること。（過去3カ年間、供給計画の120%以上の出荷を行っていないこと。3年ごとに見直しを実施。）	90%	100%
2 「安定的・継続的生産者」の作付面積シェア（現状）が40%以上であり、上記の区分に該当しない産地	80%	90%
3 上記の2区分に該当しない産地 「安定的・継続的生産者」の作付面積シェア（現状）が40%未満、又は、産地強化計画を策定していない産地	70%	80%

※「供給計画の±5%未満での出荷が達成」された場合の特別補給交付金(+10%)の交付を受けるためには、需給調整対象品目は、需給調整対策への参加が必要。



計画的な出荷を達成すれば、補てん率が10%アップします！



※現行の10%アップは重要野菜(キャベツ、秋冬だいこん、たまねぎ、秋冬はくさい)のみ。

安定的・継続的生産者とは？

- 野菜生産は、労働集約的であり、また、高い技術が必要であるため、市場出荷を行う生産者の多くが担い手と考えることもできます。しかし、産地の高齢化等の課題に対応するためには、5年後、10年後も野菜の生産を行う生産者を確保していく必要があります。
- このため、「将来においても安定的・継続的に野菜の生産を行うことが見込まれる者」を「安定的・継続的生産者」と位置づけ、担い手育成に取り組む産地を重点的に支援するための指標とします。

☆安定的・継続的生産者の考え方

- ・ 安定的・継続的生産者は、消費者ニーズに対応しつつ経営改善の努力を行っている生産者と考えられますので、認定農業者が基本となります。
- ・ また、認定農業者ではなくても、以下の例のような、安定的・継続的に野菜生産を行うことが見込まれる者を産地強化計画において明確にすることにより、認定農業者に準ずる者として特認を受けることができます。

「安定的・継続的生産者」＝「認定農業者」＋「認定農業者に準ずる者」

《認定農業者に準ずる者の例》

- ・ 直ちに認定農業者にはなれないが、将来産地における耕作地の引継ぎが産地内で合意されているなど、認定農業者への道筋が明確になっている者
- ・ 野菜を出荷している集落営農（特定農業団体と同様の要件を満たす組織）
- ・ 規約を作成し、経理を一元化し、主たる従事者の所得目標が市町村基本構想の水準以上で5年以内に法人として認定農業者を目指す集団
- ・ 1年以内に認定農業者になることが確実と認められる者

**主業農家や、やる気のある農家の皆さん
が認定農業者になっていただくことが基本です！**



参考：認定農業者になるには

- 認定農業者になるには、将来の農業経営の目標などを記載した農業経営改善計画を作成して、市町村の認定を受けることが必要です。
- 農業経営のスペシャリストを目指す方であれば、性別、専業・兼業の別等を問わず、どなたでも認定を受けることができます。
- 農業経営改善計画の書き方等は、最寄りの市町村、農協、普及センター、担い手協議会等にご相談下さい。

次の事項について、5年後の目標とその達成のための取組内容を記載します。

- ① 経営規模の拡大
(もっと経営規模を大きくしたい)
- ② 生産方式の合理化
(農業生産のムダを省きたい)
- ③ 経営管理の合理化
(コスト管理をしっかりしたい)
- ④ 農業従事の態様の改善
(労働時間を少なくしたい)

経営改善を図ろうとする方

農業経営改善計画の作成

市町村へ申請

認定

認定基準

- 市町村構想に適しているか
- 農用地の効率的・総合的な利用に配慮しているか
- 達成できるか

農業経営のスペシャリストを目指して経営改善を実施

参考：契約野菜安定供給制度に加入するには

- 契約野菜安定供給制度に加入するには、あらかじめ、加入するタイプを決め、実需者等と書面による契約を行うことが必要です。
- ①数量確保タイプ、②価格低落タイプ、③出荷調整タイプの3タイプがあります。
- 交付予約数量を決め、（独）農畜産業振興機構等に交付予約申し込みを行います。

書面による契約には以下の事項を記載する必要があります。

- 指定野菜の種別
- 当該指定野菜の出荷期間
- 契約数量
- 契約価格に関する事項 等

【契約価格に関する事項】

- ①数量確保タイプの場合
→契約価格
- ②価格低落タイプの場合
→契約価格決定の方法
- ③出荷調整タイプの場合
→契約価格又は契約価格決定の方法



書面契約



事業に加入しようとする方

書面による契約

交付予約申し込み

契約野菜安定供給制度へ加入

☆このパンフレットに関するお問い合わせはこちらまで

**農林水産省 生産局 野菜課
03-3502-8111（代表）**

**東北農政局 生産経営流通部 園芸特産課
022-263-1111（代表）**

**関東農政局 生産経営流通部 園芸特産課
048-600-0600（代表）**

**北陸農政局 生産経営流通部 園芸特産課
076-263-2161（代表）**

**東海農政局 生産経営流通部 園芸特産課
052-201-7271（代表）**

**近畿農政局 生産経営流通部 園芸特産課
075-451-9161（代表）**

**中国四国農政局 生産経営流通部 園芸特産課
086-224-4511（代表）**

**九州農政局 生産経営流通部 園芸特産課
096-353-3561（代表）**

**沖縄総合事務局 農林水産部 農畜産振興課
098-866-0031（代表）**

☆新制度を含め、野菜に関する情報を「ベジ探」で提供しています！！

<http://vegetan.vegenet.jp/>



ベジ探は、(独)農畜産業振興機構(03-3583-9531)が運営しています。